

松江市告示第 553 号

松江市保育料額証明書交付要領を次のように定める。

令和 4 年 12 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市保育料額証明書交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市長が松江市保育料条例(平成 27 年松江市条例第 10 号。以下「保育料条例」という。)第 3 条の規定により保育料の納付義務者に賦課した当該保育料の額を証明することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ㉑ 納付義務者 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- ㉒ 保育料 保育料条例第 1 条に規定する保育料をいう。

(保育料額証明の申請)

第 3 条 納付義務者は、保育料の額の証明が必要な場合は、保育料額証明交付申請書(様式第 1 号)により、市長に申請しなければならない。

(保育料額証明)

第 4 条 市長は、前条の規定により保育料の額の証明の申請があった場合は、保育料額証明書(様式第 2 号)を交付するものとする。

(手数料の徴収)

第 5 条 納付義務者は、第 3 条の規定により保育料の額の証明の申請をする際は、松江市手数料徴収条例(平成 17 年松江市条例第 69 号)第 2 条第 1 項第 72 号の規定による手数料を前納しなければならない。

2 前項の手数料は、当該保育料に係る子ども 1 人につき賦課年度ごとに 1 件として徴収する。

3 市長は、前項の規定により手数料を徴収した場合は、保育料額証明手数料領収書(様式第 3 号)を交付するものとする。

附 則

この告示は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

様

保育料額証明書

子ども氏名		
生年月日		年 月 日
在籍施設名		
年度	月分	決定額
	4月分	円
	5月分	円
	6月分	円
	7月分	円
	8月分	円
	9月分	円
	10月分	円
	11月分	円
	12月分	円
	1月分	円
	2月分	円
	3月分	円

年 月 日に決定した保育料に相違ないことを証明します。ただし、当該保育料は変更となる場合があります。

年 月 日

松江市長 氏 名 印

領 収 書

住所

金額	円
----	---

氏名

様

摘要	保育料額証明	円×	件
----	--------	----	---

令和
会計
細節

年度

款 項 目 節

領収済印	
------	--

上記のとおり領収しました。

年 月 日 松江市長 氏 名

